

●茨城県建築基準法等施行細則

新	旧																		
<p>(確認の申請書の添付書類)</p> <p>第3条 法第6条第1項(法第87条第1項, 法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認(以下「確認」という。)の申請書には, 当該確認の申請書に係る建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)が次の表の左欄に掲げるものであるときは, 同表の右欄に掲げる事項を明示した同表の中欄に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>(特定建築設備等の定期報告)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア エレベーター等の設置者又は築造主が法第7条第5項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定による検査済証の交付を受けた日(以下この号において「交付日」という。)が, 平成5年12月31日以前の場合 毎年3月30日</p> <p>(条例第16条ただし書の規則で定める建築物)</p> <p>第8条の3 条例第16条ただし書の規則で定める建築物は, 建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件(平成27年国土交通省告示第255号)第1第1項第3号又は第8項に規定する構造方法を用いる建築物とする。</p> <p>(建築物等の許可申請に係る添付図書等)</p> <p>第12条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">図書の種類</th> <th style="width: 40%;">明示すべき事項</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>縮尺, 床の高さ, 各階の天井の高さ, 軒及びひさしの出並びに軒</td> <td>法第43条第2項第2号, 法第55条第3項各号又は法第56条の2第1</td> </tr> </tbody> </table>	図書の種類	明示すべき事項	備考	1	略		2	縮尺, 床の高さ, 各階の天井の高さ, 軒及びひさしの出並びに軒	法第43条第2項第2号, 法第55条第3項各号又は法第56条の2第1	<p>(確認の申請書の添付書類)</p> <p>第3条 法第6条第1項(法第87条第1項, 法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認(以下「確認」という。)の申請書には, 当該確認の申請書に係る建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)が次の表の左欄に掲げるものであるときは, 同表の右欄に掲げる事項を明示した同表の中欄に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>(特定建築設備等の定期報告)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア エレベーター等の設置者又は築造主が法第7条第5項(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定による検査済証の交付を受けた日(以下この号において「交付日」という。)が, 平成5年12月31日以前の場合 毎年3月30日</p> <p>(条例第16条ただし書の規則で定める建築物)</p> <p>第8条の3 条例第16条ただし書の規則で定める建築物は, 建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件(平成27年国土交通省告示第255号)第1第1項第2号又は第2項に規定する構造方法を用いる建築物とする。</p> <p>(建築物等の許可申請に係る添付図書等)</p> <p>第12条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">図書の種類</th> <th style="width: 40%;">明示すべき事項</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>縮尺, 床の高さ, 各階の天井の高さ, 軒及びひさしの出並びに軒</td> <td>法第43条第1項ただし書, 法第55条第3項各号又は法第56条の2第1</td> </tr> </tbody> </table>	図書の種類	明示すべき事項	備考	1	略		2	縮尺, 床の高さ, 各階の天井の高さ, 軒及びひさしの出並びに軒	法第43条第1項ただし書, 法第55条第3項各号又は法第56条の2第1
図書の種類	明示すべき事項	備考																	
1	略																		
2	縮尺, 床の高さ, 各階の天井の高さ, 軒及びひさしの出並びに軒	法第43条第2項第2号, 法第55条第3項各号又は法第56条の2第1																	
図書の種類	明示すべき事項	備考																	
1	略																		
2	縮尺, 床の高さ, 各階の天井の高さ, 軒及びひさしの出並びに軒	法第43条第1項ただし書, 法第55条第3項各号又は法第56条の2第1																	



2 項, 条例第 46 条, 条例第 46 条の 5 第 1 項ただし書, 条例第 46 条の 5 第 2 項	
--	--

2 項, 条例第 46 条, 条例第 46 条の 5 ただ し書	
--	--

3 略

(全体計画の認定の申請書の添付書類)

第 16 条の 2 第 3 条の規定は、法第 86 条の 8 第 1 項及び法第 87 条の 2 第 1 項の規定による全体計画の認定の申請書に係る書類の添付について準用する。この場合において、第 3 条中「法第 6 条第 1 項(法第 87 条第 1 項, 法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による確認(以下「確認」という。)」とあるのは「法第 86 条の 8 第 1 項又は法第 87 条の 2 第 1 項の規定による全体計画の認定(以下「全体計画の認定」という。)」と、「当該確認の申請書に係る建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)」とあるのは「当該全体計画の認定の申請書に係る建築物」と読み替えるものとする。

2 略

(条例第 46 条の 5 第 1 項ただし書の規則で定める基準)

第 17 条 条例第 46 条の 5 第 1 項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第 46 条の 4 第 1 項第 1 号の区域にあつては、次のいずれかに該当すること。

ア 県が行う急傾斜地の崩壊を防止するための工事が完了した区域内に建築するものであること。

イ アに掲げるもののほか、これと同等以上の安全性を確保できるものであること。

(2) 条例第 46 条の 4 第 1 項第 2 号の区域にあつては、次のいずれかに該当すること。

ア 地盤面の高さが出水による建築物の被害を軽減することができる水位として当該区域ごとに知事が定める水位(以下「基準水位」という。)以上であること。

イ 建築物の基礎が鉄筋コンクリート造であつて、当該基礎の上端の高さが基準水位以上であること。

3 略

(全体計画の認定の申請書の添付書類)

第 16 条の 2 第 3 条の規定は、法第 86 条の 8 第 1 項\_\_\_\_\_の規定による全体計画の認定の申請書に係る書類の添付について準用する。この場合において、第 3 条中「法第 6 条第 1 項(法第 87 条第 1 項, 法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による確認(以下「確認」という。)」とあるのは「法第 86 条の 8 第 1 項\_\_\_\_\_の規定による全体計画の認定(以下「全体計画の認定」という。)」と、「当該確認の申請書に係る建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)」とあるのは「当該全体計画の認定の申請書に係る建築物」と読み替えるものとする。

2 略

第 17 条 (削除)

ウ 建築物の主要構造部（屋根及び階段を除く。）が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であつて、当該建築物の就寝の用に供する居室が基準水位以下に設けられていないこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保できるものであること。

（条例第 46 条の 5 第 2 項の規則で定める建築物）

第 18 条 条例第 46 条の 5 第 2 項の規則で定める建築物は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）その他これらに類するもの

(2) 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（災害時において災害応急対策の拠点として機能するものに限る。）、警察署、保健所、消防署、汚物処理場その他これらに類するもの

（条例第 46 条の 5 第 2 項の規則で定める基準）

第 18 条の 2 条例第 46 条の 5 第 2 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 地盤面の高さが基準水位以下であること。

(2) 建築物の基礎が鉄筋コンクリート造であつて、当該基礎の上端の高さが基準水位以上であること。

(3) 建築物の主要構造部（屋根及び階段を除く。）が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であつて、当該建築物の用途に供する居室（前条第 2 号の建築物にあつては、当該建築物の主たる用途に供する室）が基準水位以下に設けられていないこと。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保できるものであること。

（条例第 46 条の 5 第 3 項の規則で定める建築物）

第 18 条の 3 条例第 46 条の 5 第 3 項の規則で定める建築物は、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（災害時において災害応急対策の拠点として機能するものに限る。）、警察署、保健所、消防署、汚物処理場その他これらに類するものとする。

第 18 条 （削除）

（新設）

（新設）